

指定管理者の更新の方針について（公園施設）追加

| 目次 | ページ |
|-------------|-----|
| 1 指定管理者更新施設 | |
| (1) 位置図 | 1 |
| (2) 施設の概要 | 1 |
| (3) 平面図 | 2 |

1 指定管理者更新施設

野母崎総合運動公園

(1) 位置図



(2) 施設の概要

- ア 所在地 長崎市野母町
- イ 設置年月日 昭和52年11月13日
- ウ 設置目的 公共の福祉の増進に資することを目的とする。
- エ 主な施設内容

| 開設区域面積 | | 約 11ヘクタール |
|--------|-------|------------|
| 施設内容 | 有料施設 | 運動場、庭球場 |
| | 無料施設 | 水仙園 |
| | その他施設 | 駐車場、管理事務所等 |

オ 開館時間の承認の基準

| 施設名 | 期 間 | 開館時間 |
|-----|-------------|-----------|
| 運動場 | 3月から10月まで | 6時から21時まで |
| | 11月から翌年2月まで | 8時から21時まで |
| 庭球場 | 4月から3月まで | 8時から21時まで |

カ 休館日の承認の基準 12月29日から翌年1月3日まで

(3) 平面図 (配置図)

